

香川県知事

殿

2025 年 5 月 20 日



協議者 愛媛県新居浜市惣閑町 4-3
住化ロジスティクス株式会社
代表取締役 高 水 国 博
0897-33-2171

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1 年当たりの最大搬入量	20 t / 年
	排出事業場	名称 所在地	住化ロジスティクス株式会社 愛媛県新居浜市多喜浜 6-8-27
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
	当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名 : 運輸部(輸送課) 奥 定 邦 彦 連絡先 : 0897(46)0550
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

住化ロジスティクス株式会社

〒792-0893 愛媛県新居浜市多喜浜 6-8-27

北西方向にマリロードを進む→黒島入口交差点を左折する→左折する→左折して平和通り/県道13号に入る、そのまま 県道13号を進む→右折してそのまま 県道13号を進む(松山自動車道の表示)→左車線を使用して 松山自動車道のランプに進む→斜め左方向に曲がり 高松/徳島/高知方面のランプに入る→松山自動車道に入る→右車線を使用して 高松自動車道を進む→高松東IC 出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入り三木方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入る→香川大学医学部北(交差点)を右折して 県道147号/県道42号に入る(長尾/香川大学医学部/医学部附属病院の表示)→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北(交差点)を右折して 高野橋/県道38号に入る→左折して長尾街道/県道38号に入る→右折する→三木町上高岡(交差点)を左折して さぬき新道/県道13号に入る→塚原(交差点)を右折して 県道3号に入る

久香リサイクル(株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

2025年5月20日

香川県知事

殿

協議者



徳島県徳島市南出来島町二丁目5

徳島ゴム工業株式会社

代表取締役 石田 篤志

088-652-7324

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	20 t / 年
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
	当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及び汚染によって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：石田 知志 連絡先：088-652-7324
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

徳島ゴム工業株式会社

〒770-0824 徳島県徳島市南出来島町 2 丁目 5

北に進んで国道 192 号/国道 318 号に向かう→佐古大橋（交差点）を左折して 国道 192 号/国道 318 号に入る→徳大薬学部前（交差点）を右折して 県道 1 号に入る（2/東かがわ市/引田/徳島自動車道/藍住 IC の表示）→右車線を使用して 板野大橋/県道 1 号を進む→斜め左方向に曲がり 高松 方面のランプに入る→高松自動車道に入る→津田寒川 IC 出口を 津田/寒川 方面に向かって進む→右折して 県道 37 号に入る→県道 140 号/県道 141 号を直進する→寒川町本村西（交差点）を右折して さぬき東街道/県道 10 号に入る→寒川町石田西（交差点）を左折して さぬき新道/県道 279 号に入る（西植田/高松空港 の表示）→塚原（交差点）を左折して 県道 3 号に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 愛媛県大洲市徳森 1514

有限会社五郎陸運

氏 名 代表取締役 谷田 王昭

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 0893-25-0324

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	7 t / 年
	排出事業場	名称 所在地	有限会社五郎陸運 愛媛県大洲市徳森 1514
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
	当該産業廃棄物を 運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：谷田 王昭 連絡先：0893-25-0324
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

有限会社五郎陸運

〒795-0061 愛媛県大洲市徳森 1514

北西方向に県道 232 号を進む→左折して国道 56 号に入る→十夜ヶ橋交差点 を右折して 松山自動車道/松山・方面のランプに入る→松山自動車道 に入る→松山自動車道を進む→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口から さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り 三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点） を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点） を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号に入る→三木町白山（交差点） を右折する→三木町八戸（交差点） を左折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→右折する→塚原（交差点）を直進して、そのまま県道 3 号へ進む

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住所

〒799-3706

愛媛県宇和島市吉田町裡町57番地

社名

有限会社青野商店

氏名

代表取締役 青野 泰典

電話番号

0895-52-0072

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1 年当たりの最大搬入量	10 t / 年
		排出事業場	名称所在地 (有) 青野商店 愛媛県宇和島市吉田町立向尼ヶ市(清耕地のお宮地)外 当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 ・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
住所又は所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名： 有野 泰興 連絡先： 090-1007-8431
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ (無)	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

有限会社青野商店

〒799-3730 愛媛県宇和島市吉田町立間寺家 1-338

南東に進んで県道 279 号に向かう→右折して県道 279 号に入る→右折してそのまま 県道 279 号 を進む→左折して県道 272 号に入る→右折して国道 56 号に入る→右折して県道 45 号に入る（野村/松山自動車道 の表示）→左車線を使用してランプから 四国横断自動車道/愛南大洲線/松山自動車道 に入る→四国横断自動車道/愛南大洲線/松山自動車道 に入る→右車線を使用して 松山自動車道 を進む→松山自動車道を進む→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口から さぬき夢街道 /高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り 三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点）を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号に入る→三木町白山（交差点）を右折する→三木町八戸（交差点）を左折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→右折する→塚原（交差点）を直進して、そのまま県道 3 号へ進む

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

香川県知事

殿

協議者 住所

社名

氏名

電話番号

年 月 日

愛媛県宇和島市津島町下畑地甲42-1

ミキ・タイヤサービス

板崎幹也

TEL (0895) 32-2177

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	15 t/年
		排出事業場	名称 所在地 ミキ・タイヤサービス 愛媛県宇和島市津島町下畑地甲42-1 当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要 ・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
住所又は所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車両を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：板崎 幹也 連絡先： 0895-32-2177
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ ☒ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

ミキ・タイヤサービス

〒798-3321 愛媛県宇和島市津島町下畑地甲 42-1

西に進んで県道 286 号に向かう→右折して県道 286 号に入る→右折して国道 56 号に入る→四国横断自動車道/宇和島道路/愛南大洲線/国道 56 号を直進する(松山/西予市の表示)→四国横断自動車道/愛南大洲線/松山自動車道を進む→右車線を使用して松山自動車道を進む→松山自動車道を進む→右車線を使用して高松自動車道を進む→高松東 IC 出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号に入り三木方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号に入る→香川大学医学部北(交差点)を右折して県道 147 号/県道 42 号に入る(長尾/香川大学医学部/医学部附属病院の表示)→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北(交差点)を右折して高野橋/県道 38 号に入る→左折して長尾街道/県道 38 号に入る→三木町白山(交差点)を右折する→三木町八戸(交差点)を左折してさぬき東街道/県道 10 号に入る→右折する→塚原(交差点)を直進して、そのまま県道 3 号へ進む

久香リサイクル(株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

香川県知事

殿

年 月 日

協議者 住 所 愛媛県今治市高橋甲 88-8

有限会社第一タクシー

氏 名 代表取締役 岡本 武夫

〔 法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 0898-22-1250

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ	
		種類	廃プラスチック類	
		性状	原型状態(丸タイヤ)	
		1 年当たりの最大搬入量	2 t / 年	
		排出事業場	名称 所在地	有限会社第一タクシー 愛媛県今治市高橋甲 88-8
			・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ	
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：岡本 武夫 連絡先：0898-22-1250
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

有限会社第一タクシー

〒794-0006 愛媛県今治市高橋甲 88-8

北東に進む→右折する→鴨部橋西交差点を左折して国道317号に入る→右折する→右折して山手橋/県道155号に入る→左折して喜田村新谷線に入る→今治市町谷（交差点）を右折して今治バイパス/国道196号に入る→左折して今治小松自動車道に入る（E76の表示）→いよ小松JCTで左車線を使用して高松/徳島/高知方面の標識に従う→松山自動車道に入る→右車線を使用して高松自動車道を進む→高松東IC出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入り三木方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して県道147号/県道42号に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点）を右折して高野橋/県道38号に入る→左折して長尾街道/県道38号に入る→右折する→三木町上高岡（交差点）を左折してさぬき新道/県道13号に入る→塚原（交差点）を右折して県道3号に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12

香川県知事

殿

年 月 日

協議者 住 所 愛媛県今治市高橋甲 88-8
有限会社延喜タクシー

氏 名 代表取締役 岡本 武夫
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 0898-22-5144

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
ので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ	
		種類	廃プラスチック類	
		性状	原型状態(丸タイヤ)	
		1 年当たりの最大搬入量	1.5 t / 年	
	排出事業場	名称 所在地	有限会社延喜タクシー 愛媛県今治市高橋甲 88-8	
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ	
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：岡本 武夫 連絡先：0898-22-5144
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

有限会社延喜タクシー

〒794-0006 愛媛県今治市高橋甲 88-8

北東に進む→右折する→鴨部橋西交差点を左折して 国道 317 号 に入る→右折する→右折して山手橋/県道 155 号に入る→左折して喜田村新谷線に入る→今治市町谷（交差点）を右折して 今治バイパス/国道 196 号 に入る→左折して今治小松自動車道に入る（E76 の表示）→いよ小松 JCT で左車線を使用して 高松/徳島/高知 方面の標識に従う→松山自動車道 に入る→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点）を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号 に入る→右折する→三木町上高岡（交差点）を左折して さぬき新道/県道 13 号 に入る→塚原（交差点）を右折して 県道 3 号 に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

（表面）
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者 住 所 高知県高知市知寄町1丁目5-31
株式会社四手井タイヤ

氏 名 代表取締役 四手井 孝良
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 0888-82-1854〕

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいのので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃タイヤ
		種類	廃プラスチック類
		性状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量	20 t / 年 ✓
		排出事業場	名称 所在地
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地	香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：四手井 孝良 連絡先：0888-82-1854
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ 無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

株式会社四手井タイヤ

〒780-0806 高知県高知市知寄町1丁目5-31

東方向に国道195号/国道32号/国道55号を進む→小倉町（交差点）を左折する→右折して県道374号に入る（南国の表示）→左折してE32/E56/高知県方面のE55/高知東部道のランプに入る→ランプを進んで高知東部自動車道/高知東部道/国道55号に入る→高知東部自動車道/高知東部道/国道55号に入る→右車線を使用して高松/松山/徳島方面のランプに進む→四国横断自動車道/高知県に入る→川之江東JCTで、左車線を使用して瀬戸中央自動車道/松山自動車道/高松自動車道/松山/高松方面の標識に従う→四国横断自動車道/高知道を進む→川之江JCTで、右車線を使用して高松/瀬戸中央自動車道方面高松自動車道の標識に従う→高松東IC出口からさぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入り三木方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道11号に入る→香川大学医学部北（交差点）を右折して県道147号/県道42号に入る（長尾/香川大学医学部/医学部附属病院の表示）→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北（交差点）を右折して高野橋/県道38号に入る→左折して長尾街道/県道38号に入る→右折する→三木町上高岡（交差点）を左折してさぬき新道/県道13号に入る→塚原（交差点）を右折して県道3号に入る

久香リサイクル（株）

〒769-2305 香川県さぬき市前山332-12